

【連載】

わかると し〜たよ

障がい者基幹
相談支援センター
だより

第30回

障がいのあるかたを支援する ヘルパーサービスについて(1)



障がいのあるかたが利用する「居宅介護」「重度訪問介護」は、どんなサービスですか？



「居宅介護」、「重度訪問介護」のどちらも障がいのあるかたの自宅をホームヘルパーが訪問し、介護(入浴、排せつ、食事など)や家事(調理、洗濯、掃除など)、また、生活に関する相談助言など、生活する上での援助を行うサービスです。
「重度訪問介護」では、重度の肢体不自由、重度の知的障害または重度の精神障害があり、常に介護を必要とする方を対象として、自宅内だけでなく、外出時における移動中の介護も総合的に行うなど手厚いサービスです。重い障害があるかたでも、在宅の生活が続けられるように支援します。



「居宅介護」や「重度訪問介護」を行っている事業所はどこにありますか？



市内には、12か所あります(令和2年10月現在)。各事業所について、市役所福祉課や、各相談支援事業所などの窓口にある「福祉サービスあらかると」に情報が掲載されています。サービスを利用するには、市役所福祉課の窓口で、利用申請など所定の手続きが必要です。



次回は、障がいのあるかたを支援するヘルパーサービスについて(2)お伝えします。

※本会ではノーマライゼーションの理念を推進する観点から広報紙面などにおける「障害」の表記を、「障がい」と一部ひらがな表記に努めています。
※ノーマライゼーションの理念とは、デンマークにおける知的障がい者の親の運動から広がった考え方で、障がいのある人もない人も、みんなが安心して生活をおくることのできる地域社会を築くことをめざすものです。

【連載】

高齢者後立ち かわら版

第28回

閉じこもりを予防しましょう



今回は、地域包括支援センターに身体的要因による閉じこもりについて相談があった事例について紹介します。

相談内容

父が腰や足の痛みが出始めてから散歩や喫茶店に行くことが減り心配なのですが…。

対応

相談を受けた後、職員が自宅を訪問し、本人や家族から体調などについてお伺いします。本人の負担なく、外出できるよう歩行器などの福祉用具の活用や、送迎のある通所サービスなどを利用するなど、本人にあった外出方法を一緒に考えていきます。



次回は「ひとり暮らしの高齢者の支援」について紹介します。